

東京都立産業貿易センター(台東館)指定管理者募集 質問回答書

No.	事項	該当箇所		質問	回答
1	都からの補填について	募集要項	P14 14 不可抗力等により事業の継続が困難となった場合の措置	新型コロナウイルスや災害等の影響により、閉館せざるを得ない場合、固定費等について都からの補填はあるか。	<p>募集要項P14不可抗力等により事業の継続が困難となった場合の措置にて、以下のとおり定めており、都と指定管理者の協議によって決定いたします。</p> <p>「不可抗力その他都若しくは指定管理者のいずれも責めに帰することができない事由又は施設設備の破損等により、管理運営業務の継続が困難となった場合若しくは一定期間施設が使用困難となった場合は、都と指定管理者とで管理運営業務の継続等について協議を行い、その結果、業務の継続が困難だと判断した場合は、都は指定管理者の指定の取り消し又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を行う。</p> <p>なお、その場合に指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用の負担については、事由に応じ、都と指定管理者とで協議の上で決定する。」</p>